



あなたの暮らしのそばにいる

税理士会

令和 8 年度税制改正建議書について

令和 7 年 6 月 25 日
日本税理士会連合会

目 次

税理士の使命と税制改正建議権	2
建議書の構成	3
税制に対する基本的な視点	4
重要建議項目	5
複数税率の廃止	6
インボイス制度導入に伴う特例措置の適用期限延長	7
役員給与税制の見直し	8
中小企業者等の法人税率の特例の適用期限延長	10
「特定非常災害により生じた損失」の控除の順番の見直し及び繰戻還付制度の創設	11
所得税の確定申告期限の延長	12
少子化対策について税制面での検討を行うこと	13
今後の税制改正についての基本的な考え方	14
所得税・法人税等 共通項目	
資本的支出に係る耐用年数の取り扱いの見直し	15
賃上げ促進税制に係る控除限度額の拡充	16
所得税	
準確定申告書の提出期限の見直し	17
法人税	
少額減価償却資産の取得価額基準の引上げ	18
消費税	
消費税の非課税取引の範囲の見直し	19
基準期間制度の廃止、当該課税期間による判定の導入	20
相続税・贈与税	
取引相場のない株式等の評価の適正化	21
法人版事業承継税制（一般措置）に代わる新たな贈与税・相続税の猶予制度創設	23

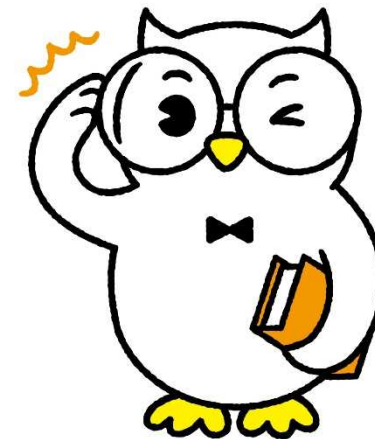
地方税

償却資産課税制度のあり方の抜本的見直し	24
---------------------	----

納税環境整備・その他

税務手続の電子化に向けた環境整備	25
------------------	----

税制改正建議の実現に向けて	26
---------------	----



©税理士会広報キャラクター
にちぜいくん

税理士法第1条（税理士の使命）

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第49条の11（建議等）

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

（※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。）

I 税制に対する基本的な視点

建議書作成に当たり重視する税務に関する専門家としての5つの視点

II 重要建議項目

特に強く主張したい6項目

III 今後の税制改正についての基本的な考え方

中長期的な視点から税目ごとに検討したもの

IV 税制改正建議項目

全国15税理士会及び本会の各部委員会から出された650項目の税制改正意見から43項目に集約

「所得税」、「法人税」、「消費税」、「相続税・贈与税」、「地方税」のほか、
税目横断的な「所得税・法人税等 共通項目」、「中小法人税制」、「納税環境整備・その他」、「国際
税制」、「災害対応税制」で分類

税制に対する基本的な視点

担税力に即した
公平な税負担



中立的で
簡素な税制



これらを「独立した公正な立場」から検討

税務行政の透明性と
適正な手続



時代の変化に適合
する税制



合理的な
事務負担



重要建議項目

1 消費税の複数税率制度を廃止し単一税率制度に戻すとともに、インボイス制度導入に伴う各種特例措置の延長等といった中小・小規模事業者への必要な支援を継続すること。

- (1) 消費税における複数税率制度を廃止し単一税率制度に戻すこと。
- (2) インボイス制度導入に伴う各種特例措置を延長すること。
 - ① 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）の継続
 - ② 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（8割特例）の継続
 - ③ 一定規模以下の事業者が適格請求書等の保存を不要とする特例の期限延長

2 役員給与税制について見直しを行うこと。

- (1) 業績悪化改定事由の要件を緩和すること。
- (2) 新設法人における定期同額給与判定の時期を柔軟化すること。
- (3) 事前確定届出給与の支給時期について数日間の弾力性を持たせること。
- (4) 業績連動給与の損金算入要件を緩和すること。

3 中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

4 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

5 所得税の確定申告期限を延長すること。

6 少子化対策について、税制面での検討を行うこと。

- ① 年少扶養親族や高校生世代の扶養親族に係る所得控除と給付等との重複適用化
- ② 配偶者の就業調整を減少させるための更なる検討
- ③ 不妊治療や出産費用等に係る医療費控除の拡充
- ④ 教育費支出に係る税制支援

複数税率制度の廃止

- 消費税の複数税率制度を廃止し、単一税率制度に戻すべき

建議

- 低所得者への逆進性対策としては非効率であること
- 歳入を減少させ、その補填のため標準税率のさらなる引上げや社会保障給付の抑制が必要となること
- 区分経理等により事業者の事務負担が増加していること など



早期に見直しを図り、単一税率制度に戻すべき

※消費税の逆進性の緩和対策は、消費税をはじめとする税制の枠の中だけで解消する必要はない

※対策が必要な者に直接給付が出来る仕組みの構築など税制・社会保障制度全体の中で解決することが適当

インボイス制度導入に伴う各種特例措置を延長すること。

➤ インボイス制度導入に伴う各種特例措置を延長すべき

- ✓ インボイス制度導入に伴い、各種特例措置が設けられた
- ✓ 各種特例措置についてはいずれも経過的な取り扱いであり、適用期限が存在する
- ✓ インボイス制度が安定し、定着するまでの間、適用期限の延長が検討されるべきである

建議

① 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）は、令和8年10月以降も継続すべきである。

☞ 消費税の制度理解が十分でない事業者にとって有意義な制度であるため

② 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置（8割特例）は、令和8年10月以降も現在の8割控除水準を継続すべきである。

☞ 免税事業者等の取引排除の最小化という公正な取引を確保する見地から有効であるため

☞ 免税事業者が課税転換するか否かを検討する時間を確保する見地からも有効であるため

③ 一定規模以下の事業者が適格請求書等の保存を不要とする特例は、令和11年9月30日とされている期限に向けて延長が検討されるべきである。

☞ 証憑類のデジタル化が進みにくい類型であるため



役員給与税制の見直し①

- 業績悪化改定事由の要件を緩和すべき
- 新設法人における定期同額給与判定の時期を柔軟化すべき

現行		建議
業績悪化改定事由の要件	法人税法第34条により、損金算入される役員給与が限定列举されており、これらが、企業が本来行うべき適切な経営判断に影響を与えている。特に顕著な例として、定期同額給与における業績悪化時の役員給与改定の判断がある。（※）	著しい業績悪化でない場合でも、恣意的な利益調整を排除した上で、減額改訂要件を一定程度緩和すべき。

※ 法人の経営状況が著しく悪化したことその他これに類する理由（業績悪化改定事由）により定期給与の額が改定された場合には認められるが、その事由に適合することは極めて難しい

現行		建議
定期同額給与判定の時期 (新設法人)	定期同額給与の額を改定する場合の損金算入の要件は、事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までに改定を行い、その改定前後の各支給時期における支給額が同額であることとされている。設立事業年度についてもこの規定に従う必要があると解されている。	設立事業年度については、事業年度開始後3月を超える時期に定めた場合でも、新設法人の特殊性を考慮し、損金算入を認めるべき。

☞ 新設法人は事業年度開始後3月程度では売上の計上が見込めず、役員給与を確定できない場合があることを考慮

役員給与税制の見直し②

- 事前確定届出給与の支給時期について数日間の弾力性を持たせるべき。
- 業績連動給与の損金算入要件を緩和すべき。

	現行	建議
事前確定 届出給与 支給時期	事前確定届出給与については、「所定の時期」に支給することが要件となっている。	「所定の時期」の解釈は、一定の幅を含む概念であると考えられるので、数日間程度の弾力性を持たせるなど、より柔軟な解釈が示されるべき。

☞ 事業年度内で支給日が数日前後したとしても、損金算入の是非に特段の影響があるとは考えにくい

	現行	建議
業績連動 給与の損 金算入要 件緩和	複数ある損金算入要件のうち、特に、 ①全ての業務執行役員を対象としなければならないこと ②個々の業務執行役員についての給与情報を有価証券報告書で開示しなければならないこと の2点は、制度の採用を躊躇させている。	業績連動給与の採用を促進させるため、これらは是正されるべき。

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限延長

➤ 中小企業者等の法人税率の特例を延長すべき



中小法人の大切な役割

15%の税率を維持すべき中小法人の類型が存在

建議

- 特に一定程度の所得の法人に対しては現行の15%の軽減税率を維持すべき

区分		所得	税率
普通法人	中小法人	年800万円以下の部分※1 年 800 万円超の部分	15% 23.2%
	中小法人以外の法人	全額	23.2%
一般社団法人等		年 800 万円以下の部分 年 800 万円超の部分	15% 23.2%
公益法人等		年 800 万円以下の部分 年 800 万円超の部分	15% 19%
協同組合等		年 800 万円以下の部分 年 800 万円超の部分	15% 19%

法人税率の軽減に関する図表※中小企業庁HPより一部編集の上引用

※1 単年所得10億円超の中小法人の場合、年800万円以下の所得金額の部分については、令和7年度税制改正によって15%から17%に引き上げられました。

「特定非常災害により生じた損失」の控除の順番の見直し及び繰戻還付制度の創設

➤ 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については控除の順番を見直すべき

- 雑損控除は災害・盗難・横領など納税者の意思に基づかない偶発的な損失による担税力の減少に配慮してその損失額を所得金額から控除する制度
- 損失発生年の所得金額から控除しきれない額は、翌年分以後の所得金額から控除される

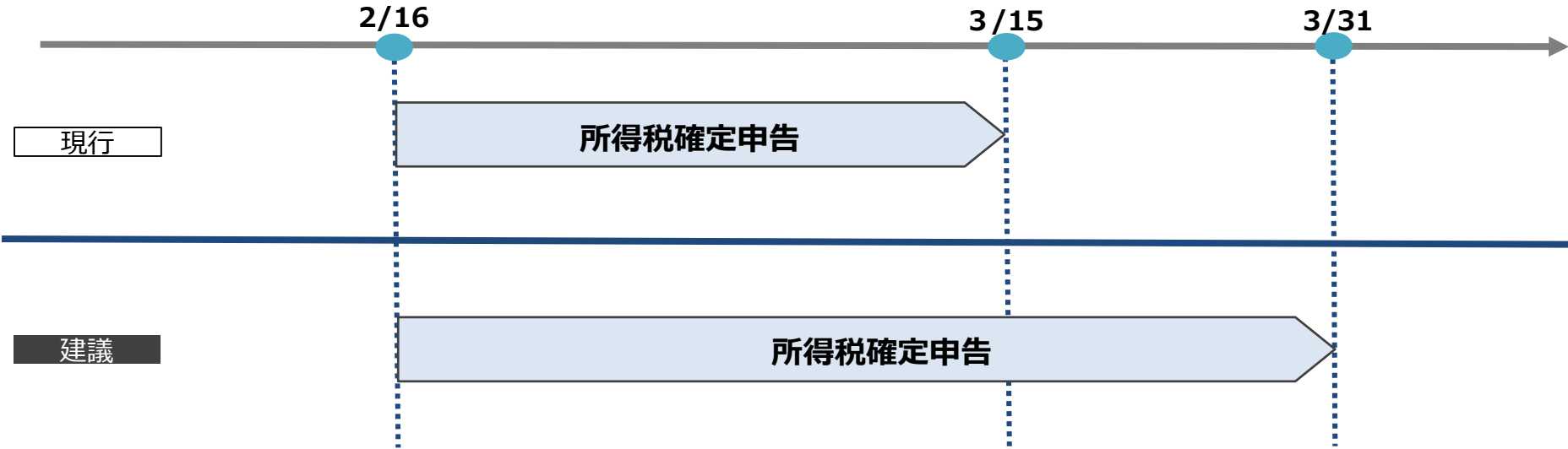
現行の問題点		建議
控除の順番	「特定非常災害により生じた損失」を含む雑損控除は、最大 5 年間の繰越控除が可能となった しかし、当該損失を含む雑損控除は、他の所得控除に優先して控除されてしまうため、長期の繰越期間を活かせない場合がある	「特定非常災害により生じた損失」については、所得控除における控除の順序を最後にし、より手厚い控除可能性を残すべき

現行の問題点		建議
繰戻還付	年の頭に災害が起こったときなど、前の年に災害が発生していたものと考えて制度を適用すべきではないか、といった、いつまでに災害が発生すれば前年に生じたものとみなすかという問題	災害が生じた年分の純損失額の繰戻しによる還付を可能とする恒久的な措置等を検討すべき

☞ 個人の有する住宅、家財等の損害については、担税力の減殺を見出すものであるため被災者の負担軽減及び実額控除の機会を拡大すべき

所得税の確定申告期限の延長

➤ 所得税の確定申告期限を 3 月31日に延長すべき



(納税者・税理士・行政の 3 者全てのWin-Win)

- ・納税者、税理士、国と地方自治体を含む行政 3 者それぞれの事務効率化につなげていく観点が重要であり、デジタル化を進めていくことが必要
- ・デジタルに不慣れな人への配慮を適切に行いつつ、納税者等の置かれた状況に応じたデジタル化策を進めていくことが重要

(確定申告期間の在り方と後続事務の負担軽減)

- ・確定申告期間の在り方を検討するに当たっては、後続事務（市町村における住民税賦課決定や企業の特別徴収事務等）の負担軽減策についても併せて検討する必要がある

(日税連・国税庁・総務省・主税局オブザーバーによる勉強会の開催)

- ・日本税理士会連合会の主催で、関係省庁との間で新たに継続的な協議の場を設け、納税者、税理士、国と地方自治体を含む行政、この 3 者すべての事務負担を軽減する観点から、申告期限の延長以外の方法も含めて、実効性のある施策を中長期的に検討する勉強会を立ち上げている

少子化対策について税制面での検討を行うこと

➤ 少子化対策の一助となる税制について検討を行うべき

- 所得再分配機能の回復や経済社会の構造変化に対応する観点から所得税の改革が論じられている
- 女性の社会進出をはじめとして多様な働き方への対応が検討され、各種控除の見直しが行われた

しかし、少子化問題に対応したものには至っていない
そのため、あらゆる施策を総動員する必要性有

税制による効果は限定的であるが、それでも措置を考えていく必要がある

建議

＜少子化対策に関する税制面での支援をすべき＞

- ① 年少扶養親族や高校生世代の扶養親族に係る所得控除と給付等との併用
- ② 配偶者の就業調整を減少させるための更なる検討
- ③ 不妊治療や出産費用等に係る医療費控除の拡充
- ④ 教育等に関する支出についての税制支援



今後の税制改正についての基本的な考え方

基本的な考え方とは...

中長期的に取り組むべき課題を中心に、今後の税制改正に対する税目ごとの考え方を示したもの



所得税

- 基礎控除については、税効果における公平性ではなく、所得の多寡とは無関係に全ての納税者が合計所得金額から一律公平に一定の金額が控除される形が望ましい
- 基礎控除及びそれ以外の基礎的人的控除についても深度ある議論が開始されることを期待
- 高所得者の負担率が低くなる事象への対応

中小法人税制

- 中小法人は、多様な雇用機会の提供、地場産業の維持発展に寄与しており、これまで設備投資に係る生産性向上及び賃上げのための支援が行われてきた
- 一方で6割が欠損法人であることを考慮すると、より使いやすく中小法人の実情を踏まえた中小法人税制に関する検討が必要

法人税

- 法人税制の中での税収バランスを前提条件とするのではなく、課税ベースのあるべき姿についての検討がなされるべき
- 恣意的な利益調整や租税回避行為を防止するための個別の規定等は、制度の趣旨目的と規定がもたらす結果が比例的であることが重要

消費税

- 単一税率制度の復活
- 仕入税額控除を一定の基準により当然の権利とすべき
- 非課税取引の範囲については縮小を前提に検討
- 消費税の納税義務の免除制度について簡易課税制度と合わせ、事業実態に近づけるべき

相続税・贈与税

- 今後の事業承継税制のあるべき姿について検討するとともに、相続人以外の者に相続税の申告義務がある場合に遺産総額の情報を共有しなければならない点について改善すべき
- 教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与に係る特例等については廃止・縮小を検討すべき
- 取引相場のない株式については、継続企業を前提とした評価の在り方について検討すべき

地方税

- 安定的で偏在性の少ない地方税制の構築
- 所得税と個人住民税の課税ベースの統一

納税環境整備・その他

- 経済社会の構造変化に対応して納税環境を整備すべき
- 納税者の法律上の義務と権利、法律外の要請の両面のバランスが取れている形が目指されるべき
- 公会計制度のあり方の見直し

国際税制

- 国際的なルールの構築にあたり、国内の企業に意図せざる課税が及ぶことのないように配慮すべき

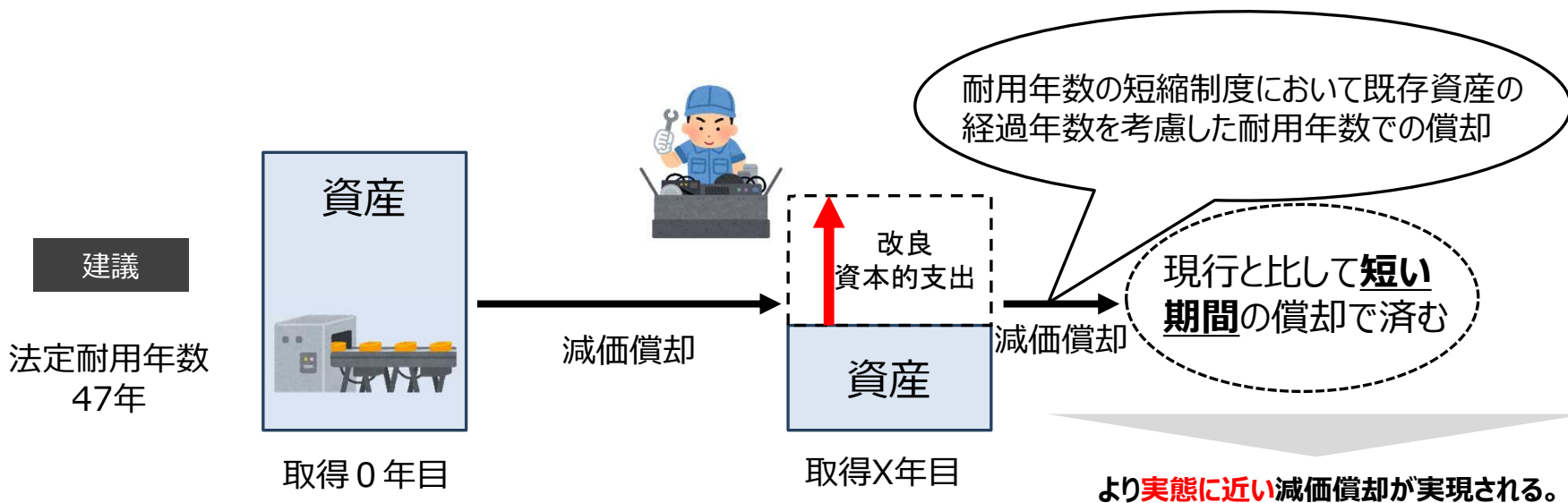
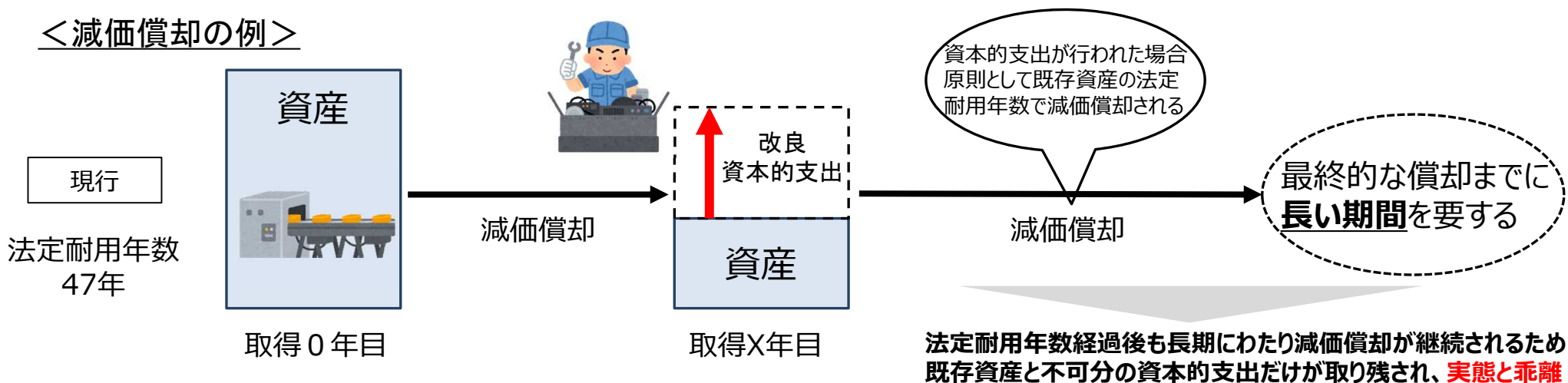
災害対応税制

- 災害による損失と復興に要する支出について税制上のさらなる措置が必要

資本的支出に係る耐用年数の取り扱いの見直し

- 資本的支出部分の減価償却に当たっては、耐用年数の短縮制度において既存資産の経過年数を考慮した耐用年数で償却できる方法を追加すべき

<減価償却の例>



賃上げ促進税制に係る控除限度額の拡充

- 賃上げ促進税制について発生年度内で税額控除を適用できるようにすべき
- そのため、中小企業者等に限って控除上限額を法人税額または調整前事業所得税額の40%程度まで引き上げるべき

・令和6年度税制改正・・・控除限度超過額の5年間繰越控除制度が創設



企業の賃上げ促進に大変有益な措置といえる。

・企業にとってはまだ、賃上げ原資の確保に不安がある

さらなる賃上げの普及・定着を目指して

建議

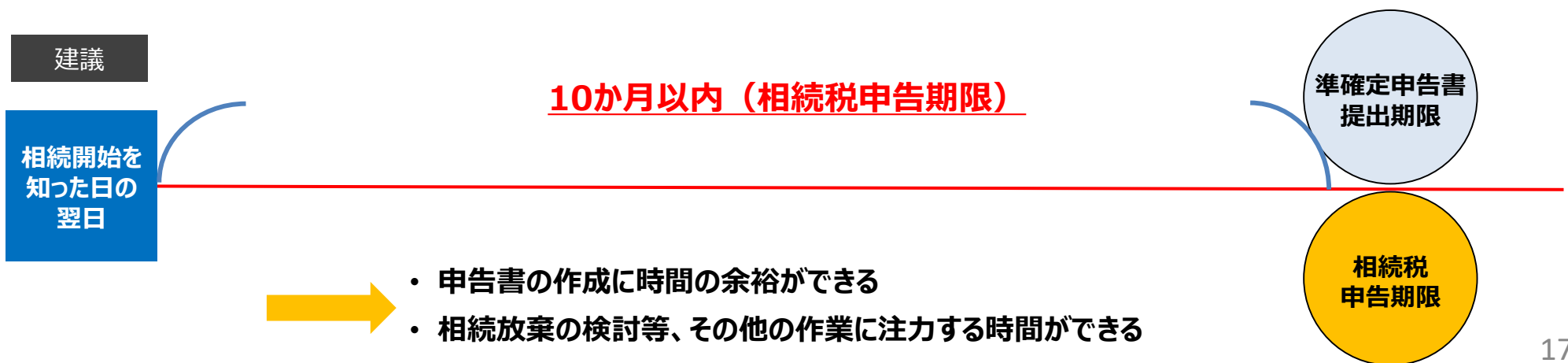
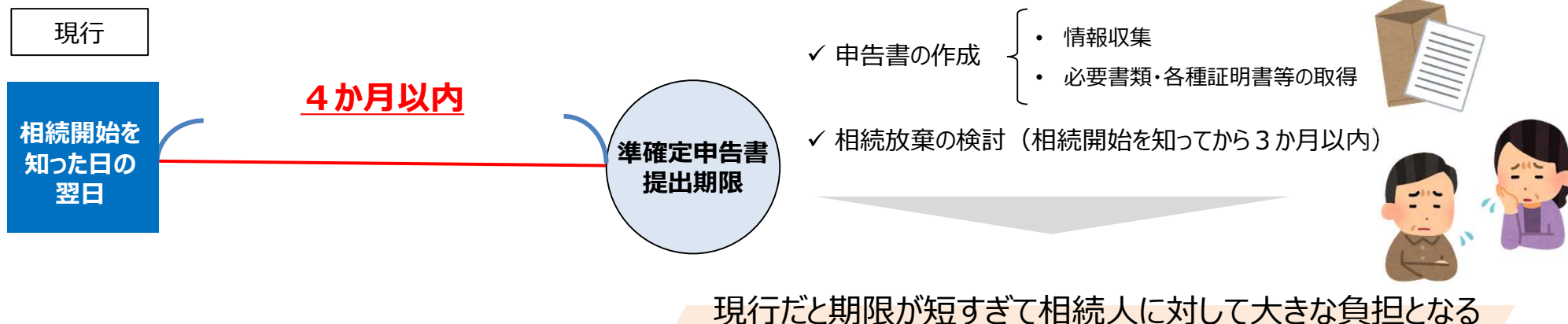
- ・賃上げに積極的な企業の経営基盤強化のために発生年度内での税額控除適用が効果的である
- ・このため、中小企業者等に限って控除上限額を法人税額または調整前事業所得税額の40%程度まで引き上げるべき

準確定申告書の提出期限の見直し

➤ 準確定申告書の提出期限を、相続税の申告期限と同様とすべき

■ 現行制度（提出期限は相続開始を知った日の翌日から4か月）の問題点

- ・ 核家族化や単身世帯増加により、相続人であっても被相続人の所得を正確に把握することは困難
- ・ 準確定申告書の作成にあたり、必要書類及び、情報、各種証明書等を入手する必要がある、現行の申告期限では相続人に対して負担となる
- ・ 相続人は準確定申告のみならず、相続開始を知ってから3か月以内に相続放棄についても検討しなければならない



少額減価償却資産の取得価額基準の引上げ

- 少額の減価償却資産等に係る措置を統合し、取得価額基準を一律とすべき

■ 少額減価償却資産・一括償却資産の損金算入制度

区分		取得価額	損金算入方法	限度額（年間）
本則	少額の減価償却資産	10万円未満	全額損金算入	$\frac{\text{一括償却資産の取得価額の合計額} \times \text{その事業年度の月数}}{36}$
	一括償却資産	20万円未満	3年間で均等償却	
特例	中小企業者の少額減価償却資産（※）	30万円未満	全額損金算入	合計300万円が限度

（※）中小企業者等が平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に、取得価額30万円未満の減価償却資産（貸付事業用のものを除く）を取得した事業年度において、取得価額の全額（300万円を限度）を損金算入することができる

建議

- 少額の減価償却資産の取得価額基準を大企業・中小企業・個人事業者を問わず一律**60万円未満（※）**まで引き上げるべき

（※「修繕費と資本的支出の区分が明らかでないもの」に限っては、60万円未満であれば修繕費として損金に算入できることを参考としている）

【参考】法人税基本通達7-8-4

○ 一の修理、改良等のために要した費用の額のうちに資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合において、その金額が次のいずれかに該当するときは、修繕費として損金経理をすることができるものとする。

- その金額が**60万円**に満たない場合
- その金額がその修理、改良等に係る固定資産の前期末における取得価額のおおむね10%相当額以下である場合

消費税の非課税取引の範囲の見直し

➤ 社会政策的な配慮に基づき非課税とされる取引を課税取引とすること

建議

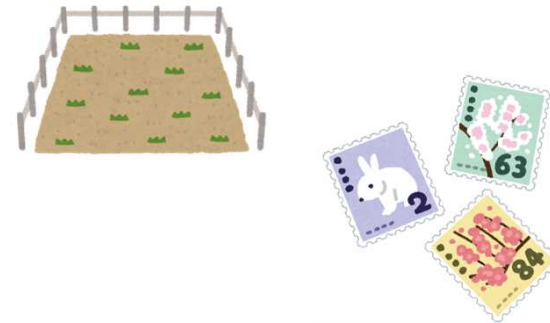
- 消費税は、消費に広く公平に負担を求める観点から、財貨・サービスによる付加価値に対して均一に課税することを原則とすべきであり、非課税取引の範囲は最小限にすべき

■ 非課税取引の概要

非課税取引

消費税の性格上課税の対象とならないもの

- 1 土地の譲渡、貸付けなど
- 2 社債、株式等の譲渡、支払手段の譲渡など
- 3 利子、保証料、保険料
- 4 郵便切手、印紙などの譲渡
- 5 商品券、プリペイドカードなどの譲渡
- 6 住民票、戸籍抄本等の行政手数料など
- 7 外国為替業務に係る役務の提供



社会政策的配慮に基づくもの

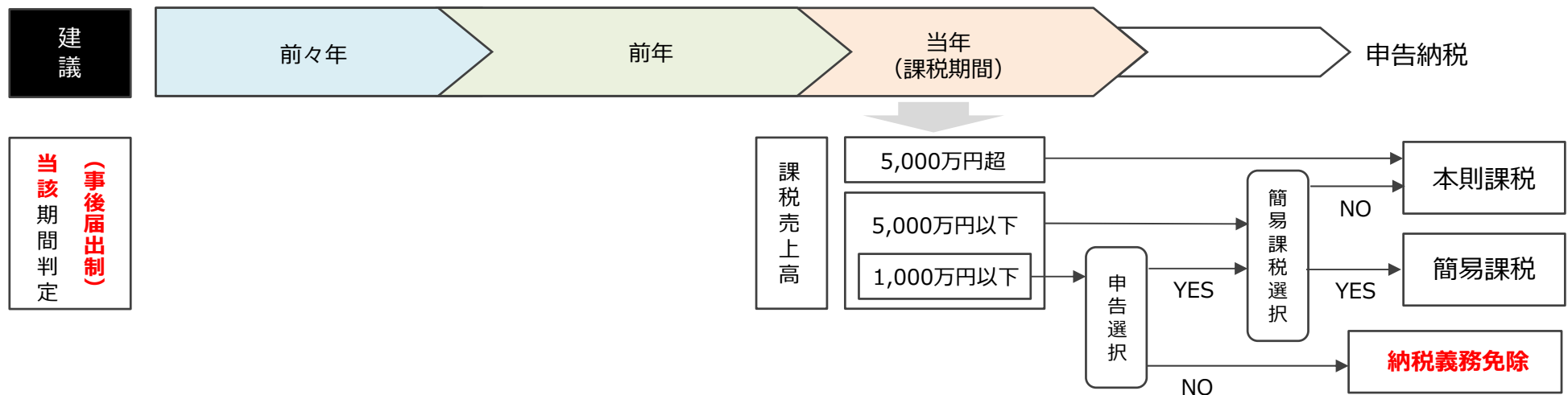
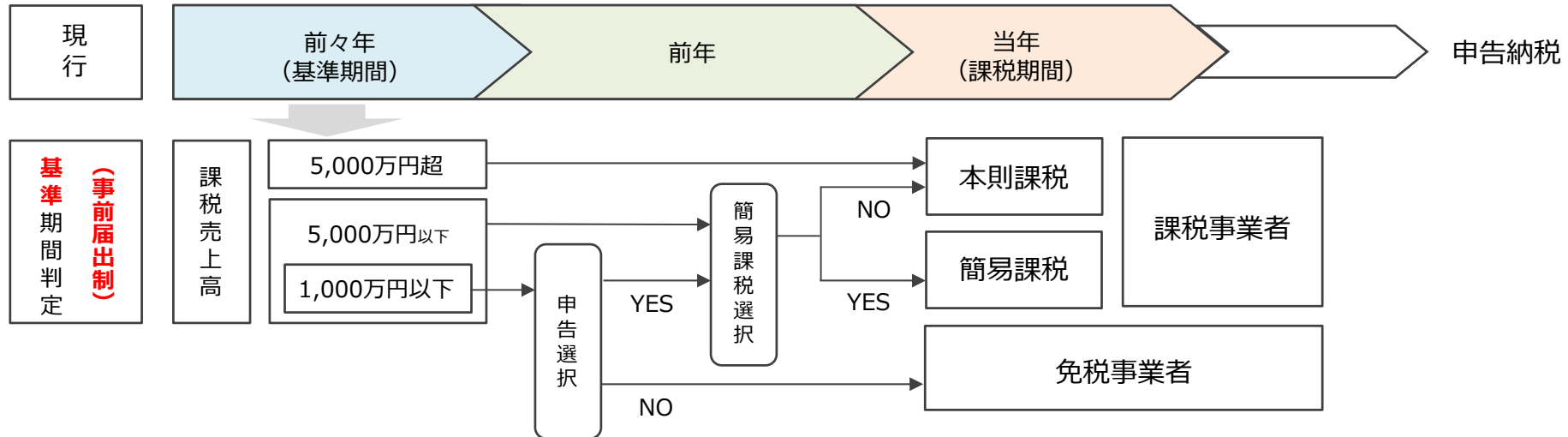
- 1 社会保険医療の給付等
- 2 社会福祉事業等によるサービスの提供
- 3 一定の学校の授業料、入学検定料・入学金、施設 設備費等
- 4 医師、助産師等による助産
- 5 埋葬料又は火葬料を対価とする役務提供
- 6 一定の身体障害者用物品の譲渡貸付けなど
- 7 教科用図書の譲渡
- 8 住宅の貸付け（特定のものを除く）



基準期間制度の廃止、当該課税期間による判定の導入

- 基準期間制度を廃止し、当年又は当事業年度の課税売上高が一定額以下かどうかで納税義務を判定する制度を検討すべき
- 簡易課税制度についても、現行の基準期間による判定ではなく、その課税期間の課税売上高による判定とし、確定申告書の提出時に選択できる制度とすべき

■ 現行制度と建議における改正案（イメージ）



取引相場のない株式等の評価の適正化①

➤ 取引相場のない株式等の評価の適正化を図るため、見直しの検討をすべき

(1) 純資産価額方式について

現行

建議

退職給付債務・資産 除去債務等	負債の額には算入されない	実際の取引において減価要素と認識されていることなどを考慮し、評価額から一定の控除を行うべき
土地保有特定会社	評価方法が純資産価額方式に限定	土地等の保有割合が高くなる会社は相続等に係る株式評価額が高くなるため、見直すべき
比準要素数が1の 会社	評価方法は原則として純資産価額方式	類似業種比準価額方式と比較すると、株式評価額が高くなる傾向があるため見直すべき

取引相場のない株式等の評価の適正化②

(2) 類似業種比準方式について

会計検査院「令和5年度決算検査報告」p672

- 原則的評価方式において各評価方式の間で評価額にかい離が生じていることにより、類似業種比準価額を適用する割合がより高くなる規模の大きな区分の会社ほど評価額が相対的に低く算定されることになり、この状況は評価通達の改正等の影響により拡大したと思料される。このような状況は、取引相場のない株式では各評価方式による評価額が同水準となることが必ずしも予定されていないことを考慮したとしてもなお、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間で株式の評価の公平性が必ずしも確保されているとはいえないと思料される。

建議

- ✓ 類似業種比準方式については、継続企業としての会社の実態等をより反映すべき
- ✓ 非経常的な損失金額の計上、資産の移転等が恣意的に行われ、会社の収益性や資産性が株価に適正に反映されないおそれがあることにも留意して適正化を図るべき
- ✓ 配当金額は、類似業種の株価決定等における重要な要素であり、同方式の計算においてこれを軽視すべきではない

(3) 配当還元方式について

会計検査院「令和5年度決算検査報告」p673

- 配当還元方式の還元率は、社会経済の変化に応じたものとはなっておらず、評価の安全性を考慮しているものであるとしても、近年の金利の水準と比べて相対的に高い率となっているおそれがある。このため、これに基づいて算定される評価額は通達制定当と比べて相対的に低くなっているおそれがあると思料される。

建議

- ✓ 配当還元方式についても、その還元率がより適正なものとなるように、社会経済の変化等を踏まえつつ、株式投資を含めた投資に対する回収率等を参考とすべき

※現行の還元率は10%

- 法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すべき

法人の事業承継についての問題点

中小企業の現実

- ✓ 大企業や外資への買収・統合の増加
 - ☞ 経済安全保障上の懸念
-
- ✓ 後継者不足等による廃業
 - ☞ 地域経済の弱体化、雇用減少



事業承継税制

- ✓ 特例措置：令和9年12月末日で適用期限に
 - ✓ 一般措置：要件が厳しく利用しにくい
- ☞ 事業承継せずに廃業する企業が増える可能性



これらの問題に対応するために以下の5点を＜新たな猶予制度として＞提案

建議

- ① 猶予の適用会社の範囲及び納税猶予税額を限定した上で、一定期間経過を猶予手続の区切りとする
- ② 経営環境の変化による救済制度を拡充する
- ③ 税務当局と都道府県に対する手続を合理化する
- ④ 親族外承継における相続切替時に受贈者単独での申告手続を可能とする
- ⑤ 親族外承継において時価より著しく低い価額での譲渡が行われた場合、その受贈者に生ずる低額譲受益について猶予の対象とする

※制度の移行にあたっては現行法との選択の判断を一定期間可能とするため、新制度の案内は早期に行われるべき

償却資産課税制度のあり方の抜本的見直し

- 償却資産に係る固定資産税制度は、現行制度のあり方を抜本的に見直すべき
- 申告期限の見直しや申告事務手続の効率化・簡素化など、実務上の問題を踏まえた見直しを行うべき

現行制度の問題点

- ① 国税における減価償却制度と償却資産の評価方法との相違、賦課期日と法人の決算日との不一致など事業者に過度な事務負担
- ② 企業の設備投資の阻害要因
- ③ 国際競争力の低下要因

建議

- 現行制度から償却資産に係る固定資産税を分離して新しい制度に組み替えるなど抜本的な見直しが必要
- その場合、国税の減価償却制度と償却資産の評価を統一させ簡素化を図るほか、税額確定方式としての申告納税方式の採用や免税点及び税率の水準、現行の免税点方式から基礎控除方式への変更など、制度のあり方を検討すべき

税務手続の電子化に向けた環境整備

- 納税者の利便性向上、社会全体のコスト削減と生産性向上の観点から、税務手続の電子化について積極的な対応を図るべき

(1) 申告に必要な情報のオンライン確認

- 高齢化社会において、資料の保存やデジタル資料へのアクセスの問題が拡大している

建議

- ・ マイナポータルに格納されている情報への納税者の親族や税理士によるアクセスの容易化
- ・ マイページにアップされる税務情報の拡大
- ・ 納税者と代理人である税理士が円滑に利用できるような仕組み

(3) 支払調書制度の見直し

- 現行、支払調書は本人交付義務はなく、慣行で写しが本人に交付されている
- マイナポータルを活用した電子申告を推進するに当たり、支払調書制度の見直しが重要な課題

建議

- ・ 事業者の事務負担に配慮しつつ、電子的な手続として、支払調書の情報が本人に提供される仕組みを構築すべき

(2) 接続障害が起こった場合の対応

- 電子申告利用者数の更なる増加などの理由により今後も接続障害が発生することが想定される

建議

- ・ 通信障害が発生した場合は、国税通則法施行令第3条第2項の「災害その他やむを得ない理由」による期限の延長を適用し、対象者の範囲及び期日の指定を行うべき

(4) 電子申告を標準的申告方法とした提出書類の書式の見直し

- 税務申告時に提出が求められている書類等への記載項目について、不動産所得青色決算書における貸付面積などのように、申告のために改めて調査確認を要する項目も存在している

建議

- ・ 申告事務の生産性向上のため、デジタルデータによる収入等明細の申告ソフトへの取り込みでは対応できない種類の事務については可能な限り見直すべき

税制改正建議の実現に向けて

■過去の税制改正の主な実現項目等

令和7年度

- ・ 基礎控除の引き上げ
- ・ 中小企業者等の法人税率の特例の延長
- ・ 法人版・個人版事業承継税制の特例措置における役員就任及び事業従事要件の緩和
- ・ 電子帳簿等保存制度の利便性の向上

令和6年度

- ・ 賃上げ促進税制に関する繰越税額控除限度超過額等の繰越控除制度の創設
- ・ 事業承継税制の特例承継計画の提出期限延長
- ・ 交際費等の損金不算入制度の要件緩和

令和5年度

- ・ インボイス制度導入に対する中小企業者の実務を踏まえた負担軽減措置
- ・ 相続時精算課税制度の使い勝手向上
- ・ 特定非常災害による損失に係る雑損失及び純損失の繰越期間の延長

令和4年度

- ・ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
- ・ 交際費等の損金不算入制度の見直し
- ・ 財産債務調書の提出期限等の見直し

令和3年度

- ・ 中小企業者等に係る法人税の軽減税率等の各種特例の適用維持
- ・ 個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る申告手続の簡素化
- ・ 電子帳簿等保存制度の見直し

令和2年度

- ・ 寡婦（寡夫）控除の適用要件の見直し
- ・ 連結納税制度におけるグループ通算制度の創設
- ・ 申告書等閲覧サービスにおける閲覧時の写真撮影の可能

■実現に向けた取組み（例年）

6月下旬 日税連理事会で建議書を決定

7～8月 財務省、国税庁、総務省、経済産業省、中小企業庁などに建議書を提出

9～11月 政党ヒアリング等で意見表明、日本税理士政治連盟が国会議員へ陳情

12月 与党税制改正大綱が決定



日本税理士会連合会 調査研究部

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階
TEL…03-5435-0931 FAX…03-5435-0941
日本税理士会連合会HP…<http://www.nichizeiren.or.jp/>